写

香取市長の職務代理者の設置に関する規則をここに公布する。

令和８年　９月　17日

香取市長　伊藤友則

香取市規則第16号

香取市長の職務代理者の設置に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条及び香取市長の職務を代理する職員の順序を定める規則（平成18年香取市規則第９号）の規定により、市長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（職務代理者の設置）

第２条　職務代理者は、市長に事故があるとき、又は市長が欠けたときに設置する。

（告示）

第３条　市長は、職務代理者を設置しようとするときは、職務代理者の職氏名及び設置期間について告示（別記様式）するものとする。ただし、市長自ら告示することが困難であると認められるときは、職務代理者が告示するものとする。

２　前項の場合において、職務代理者の設置期間（以下「職務代理期間」という。）を定めることが困難であると認められるときは、これを省略することができる。

（関係機関への通知）

第４条　市長又は職務代理者は、千葉県及び関係機関に対し、前条第１項の規定による告示の内容について通知するものとする。

（職務代理期間の表記等）

第５条　職務代理期間において、文書等に表記する職務代理者の職名は、香取市長職務代理者とする。

２　前項の規定にかかわらず、職務代理者は、感謝状、表彰状、祝辞等市長名をもって行うことが社会通念上適当と認めるものについては、市長の職名を表記することによってこれを行うことができる。

（文書等の修正）

第６条　職務代理期間において、市長の職氏名が表記されている文書等（前条第２項に規定するものを除く。）をやむを得ず使用するときは、当該表

記を二本線で消除し、職務代理者の職氏名を表記するものとする。この場合において、市長印の押印についても同様とする。

（読替措置）

第７条　前２条の規定にかかわらず、既に市長の職氏名又は市長印が刷り込まれている文書等で、修正することが容易でないと認められるものについては、市長の職氏名を職務代理者の職氏名に、香取市長印を香取市長職務代理者印に読み替えるものとする。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、職務代理者の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和８年10月１日から施行する。

別記様式（第３条第１項）

第　　号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第　項の規定により、次のとおり香取市長の職務を代理する者を設置する。

年　　月　　日

香取市長（香取市長職務代理者）

１　職務代理者の職氏名

２　設置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで